

平成 26 年度第 4 回周南市行政改革審議会会議録

- 日 時 : 平成 26 年 9 月 9 日 (火) 18 時 00 分～20 時 00 分
- 場 所 : 周南市役所本庁 本館 2 階 第 2 応接室
- 出席者 : 行政改革審議会委員 9 名
- 事務局 : 近光行政改革推進室長、道源主幹、神本係長、久行主査、潮田主任、山本主任

- 傍聴者 : なし

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題

・「第 2 次周南市行財政改革大綱実施計画」の実施状況について

○会長 次第に沿って、会議を進行したい。第 2 次周南市行財政改革大綱実施計画の実施状況について事務局からの説明の後に、皆さんからのご意見を願いたい。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

○会長 (1) 歳入の確保から (2) 歳出の抑制までの説明があつたが、ここまで、皆さんのご意見やご提言があれば願いたい。

○委員 (2) ②の 1 2 の公共工事における品質確保のシステム構築についてもう少し説明して欲しい。

○事務局 当該取組みについては、公共工事の始まりから終わりまでを大きく 9 項目に分け、各項目を評点化している。

項目としては基本設計・基本計画、実施設計、発注、施工・管理、中間検査、完成検査、維持管理、変状発生、補修の 9 項目で、施工管理を 20 点、その他の項目を 10 点とし、合計 100 点満点としている。

平成25年度の評価点は84点で84%となっている。

○委員 成果指標のシステム整備率とは何を表すのか。

○事務局 評価点を100点満点で見て、平成25年度実績では84点だったので84パーセントとしている。目指しているのは評価点を100点にすることである。

○会長 何点以上取ればいいのか。

○事務局 たとえば基本計画・基本設計の項目で、評価するポイントを決め、実際の工事を通じた実績を点数化し、全9項目について100点満点になる。

○会長 何点を取ったら合格なのか。

○事務局 100点を目指している。

○会長 低い点の場合は、次を目指そうというのか。

○事務局 所管課対応方針にもあるが、なされてない部分について改善に向けた取組みを行っている。

○委員 気になるのは、施工計画書やコンクリートの品質管理において部署において差異があるとあるが、これはどういうことか。品質管理は下がるのか。

○事務局 コンクリートの品質管理についていえば、コンクリートの品質管理チェックシートというのがあり、それを作成している部署とそうでない部署があった。これを徹底する必要があるということである。

○委員 承知した。コンクリートの品質そのものでなく、品質管理のチェックシートを実施しているか否かということか。

○事務局 その通りである。

○委員 企業誘致による税収の増大について。新たな企業団地を確保する必要があると書いてあるが本当にそうなのか。

用地確保の方法は2つあると思う。市が用地買収し、造成工事をして企業が来るのを待っているという方法。

もう1つは企業がそこに進出したいという時に市が用地買収をする方法。

前の方法でやると、企業が来なかった場合は大赤字になり、税収の増大どころか売却にも手間がかかるが、どちらの考えなのか。

○事務局 ご指摘の現状・問題点についての記載は、当初平成22年に作った時に整理をしたもの。これに基づいて様々な方策をとっていくこととしている。

現在ある団地については当然やっていく。しかし、今は、大きな団地を作る時代ではない。設備投資を増やしてもらうとか、要望があれば用地を探していくのも必要になってくると考えている。

○委員 企業が進出したいといった場合に投資をするのはいいと思う。

○事務局 新しく作る場合、市が先行投資することになるので、企業の進出がなかった場合は赤字になる危険がある。

○委員 使用料・手数料等の受益者負担の適正化とは、何が適正化なのか。どのような基準を作ろうとしているのか。

○事務局 これに関しては、たとえば市の主催では全額免除、市が後援の場合も30パーセント減額するなど、ある程度収入がいただける部分でもそうした減免がある。

今からの公共施設の再配置にしても、財政状況が厳しい中、使用料や手数料を見直さないのかという問題がある。

○委員 行政の担当者は、補助金を減額した場合は市民から猛反発を受ける。だから補助金はなかなか削除できない。

もっともらしく公平と言うが、それは後付の理屈である。補助金を受ける側が、補助金の目的と市や市民への効果などの資料を作って申請をしなければならぬと思う。

これまで行政のさじ加減でやっているから一旦補助金をだしたら、なかなか減らせない。時代が変わっていくのに、一度だしたらやめられない。

だから公平公正が保てない。非常に難しい問題である。公平公正の基準は何かを議論することが重要である。

○委員 今はないと思うが、以前は、あらゆる団体が事務局を役所の中に置いていた。

これだと団体がやっているのか行政の側がやっているかわからない。役所が手出しせず、団体が自主的にやれば公平公正だと言えると思う。

時には役所の中の職員がメッセージ等を作成するようなことまでしているがそれでは何もならない。

○委員 ふるさと納税について、1万円以上について何らかのお礼と書かれている。平成25年度実績は約3200万円で81件だから、単純計算すると1件あたりが約40万円。これは他の市町村と比べて多いのか。

○事務局 県内では高い方で2番目くらいである。内容としては個人よりも団体の方が多い。

周南市の考え方として、市への寄付はふるさと納税として受け、基金に積み立てている。団体から結構な金額をいただいているのが現状。

○委員 市営住宅に入居される方の許可は、どのような生活状況の方に入居の許可を出すのか。悪質な滞納者とあるが、病気、母子家庭、払えない状況は様々あると思う。指定管理者に委託しているのであれば、債権の回収を指定管理者が行うと思うが、市が入居許可をした入居者に対して、責任が取れるのかという問題がある。

市営住宅の入居者は本当に生活が苦しいから市が許可して入居している。市が管理するのであれば、民間の業者に委託するのではなく、たとえば、団地で組合みたいなものを作ってもらい、入居者で管理してもらおう。

成果を出した組合に報酬を払えば、業者に管理費を払う必要がなくなる。入居者も収入があれば家賃が払えるという考え方である。

裁判をして債権を回収したとしても、裁判費用がかかるし、そうして手続き等の仕事が無駄である。そのあたりは改革としての考え方だと思うが、いかがか。

○事務局 市営住宅は、家に困った方など収入等に応じて入居の条件も決まってくる。市営住宅といえども家賃を払わなくていいとはならない。

徴収方法については様々あり、ご提案のような組合方式というのがあるかどうかは承知していないが、現在の指定管理者には家賃の徴収だけではなく、住宅全般の管理を委託している。

市が管理するよりもかなり効率的で、市営住宅の指定管理は画期的だと考え

ている。

○委員 企業誘致の関係で、企業団地というのは、行政が売ってしまうとそれで誘致が終了ということになると思う。

実際にはお金をかけて造成した土地でも様々な理由で企業としての事業が実施されていないところがあると思う。

周南市の場合、企業団地が一杯だと聞いている。土地がないので企業誘致を進めたいが進まない。

企業の倒産等もあるかもしれないのでなかなか難しいとは思いますが、誘致した後の団地に一步踏み込むともっと活用できる場合もあると思う。

山口県は災害も少ないので、企業の誘致による積極的な税収の確保には非常に大事なことだと思うが、進めにくい状況なのではないかという意見である。

○事務局 所有権が移れば、市の所有でなくなり、その後倒産された場合は、債務の問題が出てきて難しいところではあるが、ご意見のとおり空いている土地があり、売却できるのであれば情報提供するといったことは可能だと思う。貴重なご意見としていただきたい。

○会長 他にご意見がなければ、事務局から引き続き説明をお願いします。

(事務局説明)

○会長 事務局から説明のあった箇所について、皆さんからのご意見があればお願いしたい。

○委員 民間委託の推進について。民間委託するとコストが下がり、サービスが良くなると書いてある。市の職員でやるとコストが上がり、サービスが悪くなるのか。民間活力でなく、官庁活力を推進すればよいと思う。

公務員活力が民間活力に負けるのであれば市役所はいらない。権力行政を除く全部を民間委託すればよい。

市の職員は試験を受けて、採用後は研修を受け、配置されているので、コストがかかるかもしれないけど、より良いサービスを自らが提供しなければならない。

なので、言葉が適切ではないと思う。

○事務局 一般的に民間委託をする場合には、コスト面とサービス面を考えて

判断する。判断の基準として同じサービスを維持しながらコストの縮減が図られる場合、同じコストでサービスが向上する場合、両方の場合もあると思う。

民間委託をする場合には、そういった検討を必ずしている。

全てについて期待されるという表現の問題であれば、検討を行うが市の直営でやる場合とのコスト比較をしないというわけではない。

○委員 民間委託をするとサービスが良くなって、コストも下がったとなれば、職員は今まで何をしていたのかということになる。

民間に出し、民間の方がよくやるのでは恥ずかしいと思う。

○会長 おそらくそこに言葉が足りないのご意見だと考えるが。

○委員 その通りである。民間委託をするとコストがかかるけど、この方がよいというのであれば分かる。

役所にあった方がコストもかかり、サービスも良くならないのであれば、職員はいらない。

○会長 民間事業者は他にも専門事業をやりながらやっているので効率性が上がるという部分はあると思うが、そうしたことがこの表現では伝わらないと思う。

たとえば、給食などは、ある程度ノウハウがあるので、そこを引継ぎながらやっていくことで効率性が上がるが、市が直接やってしまうと、そこに民間の持っているノウハウがないといったことが、この表現だと伝わりにくいと思う。

所管課はその内容を十分に理解したうえで書かれているので、言葉が足りないのではないか。

○事務局 もちろん全てという意味ではない。指定管理や民間委託を推進している立場から言うと、会長のご指摘のとおり、民間が得意な部分については任せるということである。市が悪いから任せるというわけではない。

○委員 言葉として民間よりもサービスが悪く、コストが高く能力がないというような書き方はよくない。

○事務局 表現については検討させていただきたい。

○会長 ここに記載されている参考値は、直営でやっていた時の人件費を含め

た純粋な効果額なのか。

○事務局 これは予算額の比較になる。委託料なので人件費は含まれていない。

○会長 そうすると効果もそこまで大きくないかもしれない。
その他、ご意見がなければ、事務局から引き続き説明をお願いします。

(事務局説明)

○会長 内容は多岐に渡ったが、事務局から説明のあった箇所について、皆さんからのご意見をお願いしたい。

○委員 自主防災の取組みはよいのだが、それ以前に自治会への加入者が減っていると聞いている。また、高齢化などで団体の運営能力が徐々に落ちている。
そうした中で、自主防災を強化することができるのか。
その前に肝心の市民自治の力が落ちていることをどうするか議論しなければ、自主防災の強化は美辞麗句になると思うが、いかがか。

○事務局 高齢で動けない人は参加が難しくなり、若い方は干渉されたくないということもあってか参加が少ない、という両方の面があると思う。
ご意見を伺い市民協働の強化が必要だと感じた。

○委員 仙台市の市議会議員や広島市の市議会議員の話聞いたが、結局自治能力が落ちているから、これが問題だと言っている。
それがなければ、いくら組織を作っても、団体を運営する能力がない。
周南市の民生委員にしてもなかなか手がなく困っている。自治会長もやりたくない。婦人会はなくなり、子供会も加入者が少なく財政的に力がない。葬式も会館でやるから、集まることなく極端に言えば隣近所の人間を知らない。
市民力が下がっているので、自主防災だけでなく市民力をどうするのかというのが行政の一番重要な仕事だと思う。

○事務局 自主防災をやるのは、団体だけでなく市民全体がやらなければならない。ここに書き加えるとすれば、前段として市民力を活かすといった表現を追加したうえで、自主防災の強化を図っていくということになると考える。

○委員 自主防災の会長と自治会長は同じなので、組織率についても名義貸しのようなものである

○事務局 自主防災で訓練をすれば、地域の方にもどんどん出してもらい、自主防災組織の活動を通じて市民力の向上を図ることもできると思う。

○事務局 自主防災の取組みとしては、今年から自主防災組織を通じ、地震による転倒防止器具の補助を始めている。

対象は独居老人の方等としているが、自主防災の方が実際に現地に行かれて、転倒防止器具の設置を勧められている。

その取組みの中で、コミュニティ、意思の疎通が図られていると考えている。

しかし、確かに地域のリーダー的な存在の方については、新たな人材の発掘が必要ということで、市でも研修なり、いろいろな行事をやっている。

そうは言っても、自分から手を挙げられないと、そうした研修にも参加されない。

これまでは研修に参加してもらうことを待っている立場であったが、市民の方に研修に参加していただく雰囲気を作っていかなければ、委員のご意見の通り、市民力が落ちていくことが目に見えている。

ご意見は所管課にも伝え、次期個別行動計画の中で反映できるように検討していきたい。

○委員 防災を含めて、市民力がとても大事だと思う。次期計画の中に、職員力の向上や市民力の向上とある。個別評価や実績も当然大事だが、市の職員は全ての分野に渡り市民と接している訳ではない。担当する分野ごとで接しているので、そのことを全体的に評価し、互いに認識していくことが大事だと思う。

市民は自分が関係するところは、市がすることを全方位で見ている。しかし職員一人一人は自分が担当する範囲が狭い。そこを皆で共有化し、そうした評価をいれていくべきだと思う。

そのことが市民力を上げていく。市民と職員を含めて、市全体で同じ情報で共通の認識を持ち、次は何をやるのか、自分たちに何ができるかをお互いに考えるシステムを作っていくのが大事だと思う。

○委員 今の総合支所長の仕事は、職員の管理である。しかし、総合支所長に予算を配分して、地区全体を見て、その裁量権で、地域の伝統、人材の発掘など将来の地域を見据えたまちづくりを総合支所長へ出さないといけないと思う。

地域を見る基本組織が必要で、縦割りだけで物をみれば評価にならないと思

う。

○事務局 評価の手段としては、事務事業評価が一つと、人事についても自己評価を行っている。行政評価についていえばそうした項目を評価点に加えることは可能だと思う。

ご指摘のとおり他の部署に行くとなんをしているか分からない。互いに何をしているのか分かれば、随分変わってくると思う。

総合支所長への予算配分について言及する立場にはないが、再配置を進める中で、支所、総合支所、公民館等の事務を棚卸している。

その中で、支所や総合支所にどういった権限があったらよいのか事務の見直しをしている。いただいたご意見については今後の事務に活かしていきたい。

○委員 取組内容とずれるかもしれないが、周南市のホームページにおいて、ウェブ上で見ることのできるコンテンツの数と職員の労力が大変なものだなと実感したことがある。

それは、昨年市内随所で開催されたもやいミーティングについて、それぞれの開催地での質問事項とその回答が結果報告書として掲載されている。

しかし、実際にもやいミーティングに参加したどれだけの市民がそれを見たのだろうか。市内の各地域とも意識の高い市民が熱心に参加され、その全体の結果をホームページで見ることができるとはそれを知らなかった。

広報を読んでいなかったのかもしれないが、どれだけの市民が知っていたのか。職員の努力が市民に伝わっているのか考えていけないと思う。

○事務局 ホームページの充実とここに挙げているのもまさにそこである。

ホームページに限らずそれぞれの媒体で分かり易くすることが重要になると思う。

ホームページだけではなく様々な手法での情報提供を図ることを次の計画ではやっていきたいと考えている。

また、情報を出す一方ではなく、逆に、情報を手繰り寄せる手法が劣っていると思うので、そこは充実させていきたい。

今まで通りではなく、情報を仕入れる手法についても、様々なメディアの活用も含め新しい手法を考える必要がある。

○委員 ホームページだけではなく、もやいミーティングの報告書が各総合支所にも配付されているはずだと思う。

担当と思われる部署を尋ねたが確認できず、ホームページを見たらいかがか

と言われ、初めて掲載されていることを知り、非常にもったいないと感じた。

それともう一点。ホームページの充実に関しての担当課は広報情報課となっているが、なぜ広報広聴課ではないのか。

次の取り組み項目に、市民の声に対する適切な対応と情報の共有化という取り組みがあり、担当課は政策企画課となっている。

広報情報課を広報広聴課にして、市民の意見を聞くというところも一緒にしていけばよいと思う。

○事務局 昔は一緒になっていた。いろいろな時代の中で、見直しを行ってきたはいる。おっしゃることは理解できる。

その時代にあった組織の見直しという考え方は必要だと思う。

○会長 39番の市民参画評価システムの確立については、前回の審議会で、市民参画条例に書いてあることだけで判断してよいのか、もっと参画しているのではないかという委員からのご意見があった。市民参画条例に定めている市民参画の枠が非常に狭い。

そういったご意見があったことを所管課や本部長に伝えていただきたい。

○事務局 確かに前回はゼロからの市民参画についてのご意見があった。

○会長 現在も市民参画をしている活動があるが、今の条例ではそれが参画として入っていないという実態があるというご意見だった。そうすると、もっと参画率も高くなると思うので、そうした意見があったことも併せてお伝えいただきたい。

○委員 担当課自体は非常に頑張っている。先ほどのご意見にもあったが支所を含め全体で共有し、それが市民に対し伝わっているのかが重要である。

○会長 他にもご意見があるかもしれないが、時間もあるのでまとめていきたい。当初事務局より説明があったように、本部長指示事項案についてのご意見は市長に伝えていただき、そこで最終決定されることになっている。

その他、ご質問、ご意見があれば願います。

それでは、ご意見等ないようなので、本日の協議は終了する。

(閉会)